

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）における公募委員候補者（以下「候補者」という。）登録制度（以下「登録制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画意識を醸成し、委員公募の一層の推進を図ることを目的とする。

（候補者の範囲）

第2 候補者は、八戸市に住所を有する者とする。
ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

（登録及び内容の変更方法等）

第3 候補者が登録をするとき、又は登録内容に変更が生じたときは、八戸市附属機関等公募委員候補者登録（変更）申請書（別記第1号様式）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちにその内容を確認の上、新規登録し、又は登録内容の変更をするものとする。

3 市長は、前項の新規登録を行ったときは、当該候補者に対して八戸市附属機関等公募委員候補者登録確認書（別記第2号様式）を交付するものとする。

（登録期間）

第4 登録制度への登録期間は、登録した日から4年を経過した日の属する年度末までとする。

（登録の解除）

第5 候補者は、八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除届（別記第3号様式）を市長に提出することにより、登録期間内に登録を解除できるものとする。

2 市長は、前項の解除が行われたときは、当該候補者に対して八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除確認書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（候補者への情報提供）

第6 市長は、候補者に、委員公募の情報を随時提供するものとする。

（登録情報の内部利用）

第7 登録者の了解を得た場合は、附属機関等の委員選任の目的に限り、登録情報を市の行政機関の内部で利用することができる。

（その他）

第8 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の公募委員登録制度の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

八戸市附属機関等公募委員候補者登録確認書

年 月 日

様

八戸市長

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第3第3項の規定により、
次のとおり登録したので、お知らせします。

登録分野	
登録期間	年 月 日 から 年3月31日まで
通信欄	

第3号様式

八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除届

年 月 日

八戸市長 様

住所
氏名

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第5第1項の規定により、
登録の解除を申し出ます。

第4号様式

八戸市附属機関等公募委員候補者登録解除確認書

年 月 日

様

八戸市長

八戸市附属機関等の公募委員候補者登録制度実施要綱第5第2項の規定により、
登録を解除したので、お知らせします。